

電気料金メニュー定義書
【ひむかプランB】

宮崎瓦斯株式会社

目次

1 実施期日	3
2 定義	3
3 適用条件	3
4 供給電気方式、供給電圧および周波数	4
5 契約電流	4
6 電気料金	4
7 適用期間	5
8 契約電流の変更	6
9 ひむかプランBの定義書の変更および廃止	6
別表	7
1 燃料費調整	7
2 離島ユニバーサルサービス調整	9

電気料金メニュー定義書【ひむかプランB】（以下「ひむかプランBの定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下「電気供給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、ひむかプランBの定義書に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金、燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

ひむかプランBの定義書は、2025年2月1日より実施、適用します。

2 定義

次の言葉は、ひむかプランBの定義書において、それぞれ次の意味で使います。なお、電気供給約款に定義される言葉は、ひむかプランBの定義書においても同様の意味で使います。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間および離島平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年 1月1日から 3月31日までの期間、2月1日から 4月30日までの期間、3月1日から 5月31日までの期間、4月1日から 6月30日までの期間、5月1日から 7月31日までの期間、6月1日から 8月31日までの期間、7月1日から 9月30日までの期間、8月1日から 10月31日までの期間、9月1日から 11月30日までの期間、10月1日から 12月31日までの期間、11月1日から翌年の 1月31日までの期間または 12月1日から翌年の 2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間とします。）をいいます。

3 適用条件

ひむかプランBの定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「ひむかプランB」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

①契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

②1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

5 契約電流

(1) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、1 年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

(2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

6 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 20 アンペア	632.48 円
契約電流 30 アンペア	948.72 円
契約電流 40 アンペア	1,264.96 円
契約電流 50 アンペア	1,581.20 円
契約電流 60 アンペア	1,897.44 円

(2) 電力量料金

1 か月の電力量料金は、電気供給約款 14（電気の使用期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によっ

て計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとし、別表 2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)①によって計算された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって計算された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)④によって計算された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.00 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.49 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.35 円

7 適用期間

- (1) ひむかプランBの適用開始日は、電気供給約款 6（電気供給契約の申し込み）に定める電気供給契約の申し込みの場合には、電気供給約款 9（電気の供給開始）(1)に定める供給開始日とし、電気供給約款 31（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) ひむかプランBの適用期間は、(1)に定める適用開始日から 1 年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。
- (3) 満了日の属する月の前月の 1 日から 15 日までに、電気供給約款 31（他の電気料金メニューへの変更）にもとづき、ひむかプランBの変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその 1 年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

①供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。

②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

8 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただしお客さまが、新たな電気供給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ないと当社が判断した場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

9 ひむかプランBの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ひむかプランBの定義書を変更する場合には、電気供給約款 4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、ひむかプランBの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) ひむかプランBの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053 \quad \beta = 0.1861 \quad \gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.136円
------------	--------

2 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の計算

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000 \quad \beta = 0.0000 \quad \gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

ハ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格計算期間の離島平均燃料価格によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格計算期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各離島平均燃料価格計算期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりとします。

離島平均燃料価格計算期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

④ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して計算します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.003 円
-------------	---------